

公共浄化槽事業のご案内

◆住宅を新築・改築する方へ

公共浄化槽の設置を希望される場合は、申請書の提出が必要です。

申請後、大台町が事業主体として浄化槽を整備します。

◆対象となる地域および物件

●対象地域

浄化槽処理区域

※下水道処理区域（下真手・上真手・本田木屋・小切畑・江馬・天ヶ瀬・菅木屋・清滝・菌・茂原）以外の町全域

●対象物件

専用住宅（事務所兼住宅、店舗兼住宅、寺院兼住宅）で10人槽まで

※併用住宅の場合は、居住割合が1/2以上のものに限ります。

◆申請について

●必要書類

- 公共浄化槽設置申請書
- 各階平面図（面積の計算ができるもの）
- 住宅付近平面図（位置図）
- 放流先見取り図（排水計画図）
- 排水設備計画承認申請書
- 宅内排水見取り図

●申請期限

令和8年11月6日（金）まで

※申請書は、現地調査・設計・入札の都合上、遅くとも設置希望日の3か月前までに提出してください。

※令和8年度の申請受付は、令和9年2月上旬までに合併浄化槽設置工事が完了するものに限ります。

※申請期限を過ぎてからの申請については、令和9年5月中旬以降の設置になります。

◆すでに合併処理浄化槽を設置している方へ

一定条件を満たした合併処理浄化槽は、大台町に寄附することができます。寄附後は、町が浄化槽の維持管理を行います。寄附の条件や申請方法等の詳細は、役場建設上下水道課へお問い合わせください。

問 役場建設上下水道課
0598(82)3788

【設置場所の条件】

	設置する広さ（建物から1m以上、離れていて、土身の平らな場所）	工事車両の乗り入れ
5人槽	たて×よこ 3.2m×2.2m	上空に障害物が無く 幅員2.5m以上
7人槽	たて×よこ 3.5m×2.3m	
10人槽	たて×よこ 4.2m×2.5m	

※上記の設置の条件を満たしていなくても、仮設道路、構造物撤去、クレーン等の工事代金を個人負担していただければ、設置できる場合があります。

【申請者が負担する経費】

宅内工事費 （個人負担）	汲み取りトイレの場合	トイレの改造、水回りの排水管の設置等（業者見積が必要）
	単独浄化槽の場合	水回りの排水管設置、単独処理浄化槽の処分等（業者見積が必要）
分担金	154,200円（付帯設備が必要な場合および放流延長が30mを超える場合については、分担金に加算）	
月々の使用料	○基本料金・・・5人までの世帯は4,950円/月 ○超過料金・・・世帯人数が1人増える毎に550円/月を加算 ※令和8年度より段階的に料金を改定します。詳細は町ホームページをご確認ください。	

